

1 産業廃棄物とは何か

(1)「廃棄物」とは

廃棄物とは、占有者が自ら利用^(注1)し、または他人に有償で売却することができないために不要となった固形状又は液状のもの^(注2)です。

(注1)「自ら利用」とは、他人に有償売却できる性状の物を占有者が使用することをいいます。

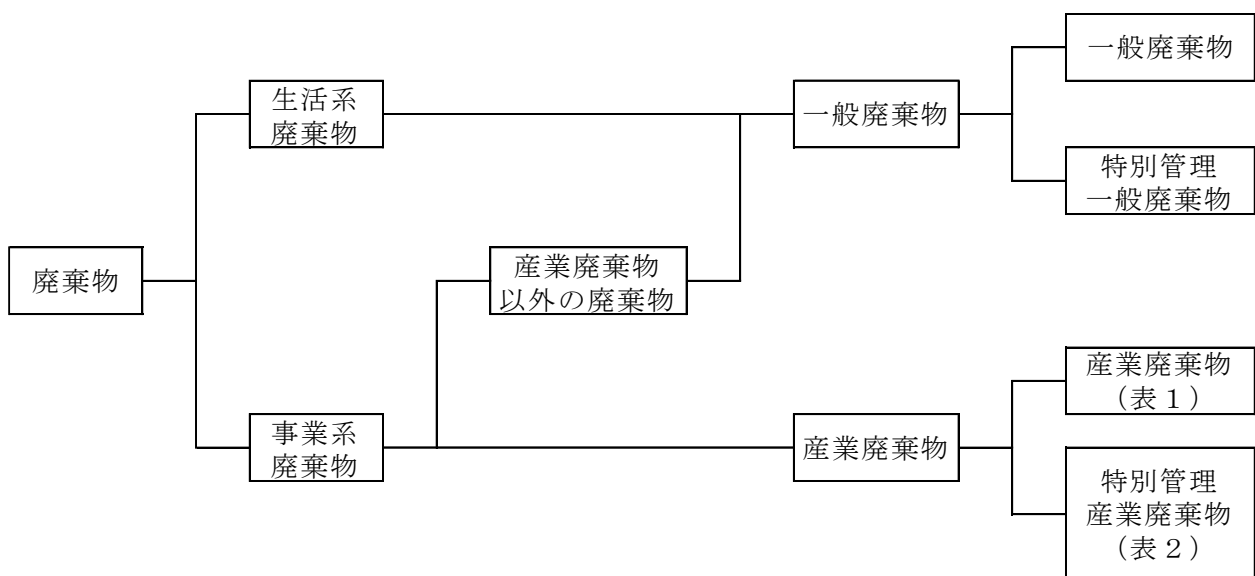
(注2)放射性物質やこれによって汚染された物ならびに残土は除きます。

(2)「産業廃棄物」とは

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他などの p. 2 (表 1) に掲げるものです。

(3)「特別管理産業廃棄物」とは

特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので p. 4 (表 2) に掲げるものです。



(表 1) 産業廃棄物の種類

種 類		限定	具 体 例
1	燃え殻		
2	汚泥		工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、炭酸カルシウムかす (注) 油分をおおむね 5 % 以上含むものは廃油との混合物
3	廃油		鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ
4	廃酸		廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液
5	廃アルカリ		廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液
6	廃プラスチック類		合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状および液状のすべての合成高分子系化合物
7	紙くず	※	紙、板紙くず、障子紙、壁紙 『建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙または紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業および印刷物加工業に係るものならびに PCB が塗布され、または染み込んだものに限る。』
8	木くず	※	おがくず、パーク類、木製パレット、木製リース物品 『建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。）、木材または木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業および輸入木材の卸売業に係るものならびに PCB が染み込んだもの、物品賃貸業に係る木くずに限る。』 (注) 貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずについては、業種の限定はありません。
9	繊維くず	※	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず、畳（い草）、カーテン 『建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものおよび PCB が染み込んだものに限る。』
10	動植物性残さ	※	あめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚および獣のあら 『食料品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物』
11	動物系固形不要物	※	と畜場（と畜場法）および食鳥処理場（食鳥処理の事業の規制および食鳥検査に関する法律）における処理時に排出される固形状の不要物
12	ゴムくず		天然ゴムくず
13	金属くず		鉄鋼または非鉄金属の研磨くず、切削くず
14	ガラスくず		ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）、耐火レンガくず、陶磁器くず
15	鉱さい		高炉、転炉、電気炉などの残渣、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭粉炭かす、鋳物砂
16	がれき類		工作物の新築、改築または除去に伴って生ずるコンクリートの破片、その他これに類する不要物
17	動物のふん尿	※	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿 『畜産農業に係るものに限る。』
18	動物の死体	※	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体 『畜産農業に係るものに限る。』
19	ばいじん		ばい煙発生施設（大気汚染防止法）、特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法。ダイオキシン類を発生し、大気中に排出するものに限る。）、産業廃棄物の焼却施設で発生するばいじんであって、集じん施設により集められたもの
20	1～19 に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物など。13 号廃棄物と呼ばれることもあります。）		

(注) 各産業廃棄物の定義は法令にて確認してください。

(注) ※印については業種などの限定があります。（『 』などにより記しています。）

(注) 石綿含有産業廃棄物

工作物の新築、改築または除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するもの。石綿を含む建材等で、廃石綿等に該当しないもの（飛散性のない石綿スレート管、P タイル、窯業系サイディングなど）。対象となる産業廃棄物の種類としては、廃プラスチック類、ガラスくず、がれき類が想定されます。

(注) 水銀使用製品産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物の対象は次の①～③に該当する製品が産業廃棄物となったもの。

- ① 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」第2条第1号または第3号に該当する水銀使用製品のうち次表に掲げるもの
- ② ①を材料または部品として用いて製造される水銀使用製品（次表の右欄に×印のあるものに係るものを除く。）
- ③ ①②のほか、水銀またはその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

1	水銀電池		24	放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）	×
2	空気重鉛電池		25	水銀抵抗原器	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるものに限る。）	×	26	差圧式流量計	
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	×	27	傾斜計	
5	HID ランプ（高輝度放電ランプ）	×	28	水銀圧入法測定装置	
6	放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを除く。）	×	29	周波数標準機	×
7	農薬		30	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
8	気圧計		31	容積形力計	
9	湿度計		32	滴下水銀電極	
10	液柱形圧力計		33	参照電極	
11	弾性圧力計（ダイヤフラム式のものに限る。）	×	34	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	
12	圧力伝送器（ダイヤフラム式のものに限る。）	×	35	握力計	
13	真空計	×	36	医薬品	
14	ガラス製温度計		37	水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×	38	塩化第一水銀の製剤	
16	水銀体温計		39	塩化第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		40	よう化第二水銀の製剤	
18	真空ポンプ（水銀が目視で確認できるものに限る。）		41	硝酸第一水銀の製剤	
19	温度定点セル		42	硝酸第二水銀の製剤	
20	顔料	×	43	チオシアン酸第二水銀の製剤	
21	ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）		44	酢酸フェニル水銀の製剤	
22	灯台の回転装置		備考 20 の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当する。		
23	水銀トリム・ヒール調整装置				

(注) 水銀含有ばいじん等

水銀含有ばいじん等の対象は以下のとおり（特別管理産業廃棄物を除く。）。

- ・ばいじん、燃え殻、汚泥または鉱さいのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を 15mg/kg を超えて含有するもの
- ・廃酸または廃アルカリのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を 15mg/L を超えて含有するもの

(表2) 特別管理産業廃棄物の種類

種 類		具 体 例
廃油		揮発油類、灯油類、軽油類
廃酸		pH2.0以下のもの(著しい腐食性を有するもの)
廃アルカリ		pH12.5以上のもの(著しい腐食性を有するもの)
感染性産業廃棄物		医療機関等において生じた感染性病原体が含まれもしくは付着しているまたはこれらのおそれがある廃酸、廃アルカリ、金属くず、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類、ゴムくず、汚泥等の廃棄物、感染性病原体が含まれもしくは付着しているまたはこれらのおそれがある輸入された廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCBおよびPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが塗布されまたは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず、PCBが付着しまたは封入された廃プラスチック類、金属くず、PCBが付着した陶磁器くず、がれき類 (令和元年10月11日付け環境省通知「ポリ塩化ビフェニル汚染物当の該当性の判断基準について(通知)」の判断基準を超えるもの)
	PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもの (判定基準(表3)を超えるものまたは適合しないもの)
	廃水銀等、その処理物	水銀回収施設や水銀を媒体とする測定機器、研究機関等の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、 当該廃水銀等を処分するために処理したもの(水銀の精錬設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さでないもの)
	廃石綿等	廃石綿および石綿が含まれまた付着している廃棄物のうち飛散するおそれのある石綿建材除去事業にかかるもの(除去された吹き付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材等、用いられたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等)、特定粉じん発生施設において生じたもの(集じん施設によって集められた石綿、工場等で用いられた防じんマスク、集じんフィルター等)および輸入されたもの(集じん施設で集められた石綿、防じんマスク、集じんフィルター等)
	鉍さい、その処理物	有害物質の判定基準(表4)を超えるものまたは適合しないもの
	ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、これらの処理物	有害物質の判定基準(表4)を超えるものまたは適合しないもの ダイオキシン類に係る有害物質の判定基準(表5)を超えるもの (特定の施設において生じたものに限る)
	廃油、その処理物	廃溶剤(トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ペンゼン、1,4-ジクロロベンゼンに限り、特定の施設において生じたもの)、 当該廃油を処分するために処理したもの(基準に適合しないもの)
	輸入された廃棄物等(ばいじん、燃え殻、汚泥、これらの処理物)	① 輸入廃棄物を廃棄物焼却施設で焼却して生じたばいじん(集じん施設によって集められたもの)及びその処理物で基準に適合しないもの ② 輸入廃棄物をDXN特措法特定施設である廃棄物焼却炉で焼却して生じたばいじんまたは燃え殻であって、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの(ばいじんにあつては集じん施設で集められたもの、汚泥にあつては排ガス洗浄施設、湿式集じん施設または汚水等を排出する灰の貯留施設を設置する工場等で生じたもの) ③ 輸入廃棄物であるばいじん(集じん施設で集められたもの) ④ 輸入廃棄物である燃え殻および汚泥であってダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの

(注) 各特別管理産業廃棄物の定義は法令にて確認してください。

(表3) PCB処理物の判定基準

廃棄物の種類	溶出量	含有量
廃油	—	0.5 mg/kg
廃酸、廃アルカリ	—	0.03 mg/L
廃プラスチック類、金属くず	PCBが付着していない、または封入していないこと	
陶磁器くず	PCBが付着していないこと	
上記以外のもの	0.003 mg/L	—

(表4) 有害物質の判定基準

有害物質の種類	燃え殻、鉱さい、ばいじん、 これらの処理物 ³⁾	汚泥、その処理物 ³⁾	廃酸、廃アルカリ、 これらの処理物 ³⁾
	溶出量 (mg/L)	溶出量 (mg/L)	含有量 (mg/L)
アルキル水銀化合物	検出されないこと ¹⁾	検出されないこと	検出されないこと
水銀またはその化合物	0.005 ¹⁾	0.005	0.05
カドミウムまたはその化合物	0.09	0.09	0.3
鉛またはその化合物	0.3	0.3	1
有機りん化合物	—	1	1
六価クロム化合物	1.5	1.5	5
ヒ素またはその化合物	0.3	0.3	1
シアン化合物	—	1	1
PCB	—	0.003	0.03
トリクロロエチレン	—	0.1	1
テトラクロロエチレン	—	0.1	1
ジクロロメタン	—	0.2	2
四塩化炭素	—	0.02	0.2
1,2-ジクロロエタン	—	0.04	0.4
1,1-ジクロロエチレン	—	1	10
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	4
1,1,1-トリクロロエタン	—	3	30
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	0.6
1,3-ジクロロプロペン	—	0.02	0.2
チウラム	—	0.06	0.6
シマジン	—	0.03	0.3
チオベンカルブ	—	0.2	2
ベンゼン	—	0.1	1
セレンまたはその化合物	0.3	0.3	1
1,4-ジオキサン	0.5 ^{1) 2)}	0.5	5

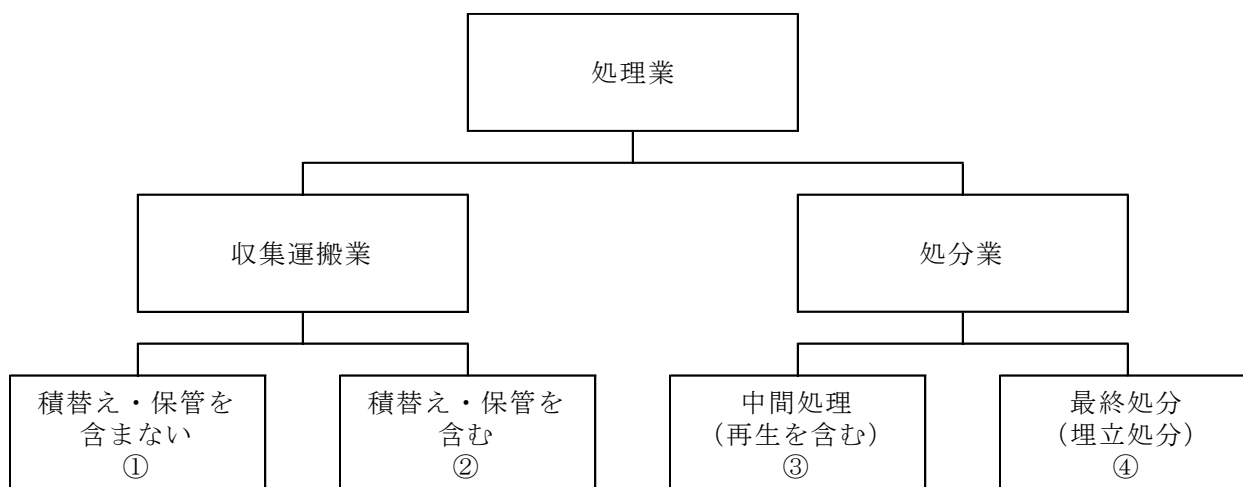
1) 燃え殻、その処理物を除く 2) 鉱さい、その処理物を除く 3) 処理物については、その性状が廃酸廃アルカリの場合は溶出量の基準が、廃酸廃アルカリ以外の場合は含有量の基準が適用される。

(表5) ダイオキシン類の判定基準

廃棄物の種類	含有試験
廃棄物焼却施設によって集められたばいじん、燃え殻 製鋼用電気炉ならびにアルミニウム合金製造用の焙焼 炉、溶解炉および乾燥炉において生じたばいじん	(廃酸、廃アルカリ以外) 3 ng-TEQ/g
ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設を 有する工場等において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ	(廃酸、廃アルカリ) 100 pg-TEQ/L
上記廃棄物を処分するために処理したもの	

2 産業廃棄物処理業の許可

処理、処分などの用語の区分は次のとおりです。



① 積替え・保管を含まない収集運搬 → 申請にあたっては本手引きを参照してください。
排出元から集めた廃棄物を、中間処理施設または最終処分先等に直接運ぶこと。

② 積替え・保管を含む収集運搬
収集した廃棄物を積替え・保管施設において積替え・保管し、中間処理施設または最終処分先等に運ぶこと。

③ 中間処理
焼却・破碎・中和等により、減量化、安定化すること。
特別管理産業廃棄物については、無害化、安定化し、特別管理産業廃棄物でないものとする。

④ 最終処分
法に定める基準に従った構造を有する施設（埋立処分場）で、廃棄物を埋め立てること。

3 許可の要件

許可を受けるための要件は次のとおりです。許可申請に際しては、これらの要件をあらかじめ満足することが必要です。

(1) 収集運搬の用に供する施設

① 施設に関する基準

申請者が次の基準に従って、必要な施設（運搬車・運搬容器等）を有する必要があります。

ア 産業廃棄物収集運搬業の場合

- ・産業廃棄物が飛散し、および流出し、ならびに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

イ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合

- ・特別管理産業廃棄物が飛散し、および流出し、ならびに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ・廃油、廃酸または廃アルカリの収集または運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸または廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸または廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。
- ・感染性産業廃棄物の収集または運搬を業として行う場合には、原則として当該感染性産業廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
- ・廃 PCB 等、PCB 汚染物または PCB 処理物の収集または運搬を業として行う場合には、応急措置設備等および連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。
- ・その他の特別管理産業廃棄物の収集または運搬を業として行う場合には、その収集または運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集または運搬に適する運搬施設を有すること。

【必要な車両等】

ダンプトラック、吸引車等の車両、ドラム缶、フレキシブルコンテナバック等の容器など産業廃棄物の性状、形状、量に応じた施設（車両および容器）が必要です。

また、『感染性産業廃棄物』は専用密閉容器で速やかに運搬する、あるいは保冷車を使用するなどの対応が必要となります。

② 施設の使用権原について

申請者は、継続して施設の使用権原を有している必要があります。

ア 車両の使用の権原は、自動車検査証の使用者が申請者と同じである必要があります。自動車検査証の使用者が申請者と異なる場合は、貸借契約書の写しまたは車両の貸借に関する証明書により使用の権原を明らかにする必要があります。

イ 他の事業者が登録した車両と同じ車両を登録すること（二重登録）は使用権原が重複することから事前に二重登録とならないように調整しておく必要があります。

ウ 収集運搬の用に供する車両の保管場所を確保しておく必要があります。

(2) 産業廃棄物処理業許可取得のための講習会

次に掲げる者が、産業廃棄物処理業を的確に行うに足りる知識および技能を有していなければならず、滋賀県では、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「(特別管理)産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の収集運搬課程」を修了することで、知識および技能を有するとみなしています。

① 申請者が法人の場合

役員または令第6条の10に規定する使用人（以下「政令で定める使用人」という。）

注 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものです。

- ・本店または支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所または従たる事務所）
- ・上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬または処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

② 申請者が個人の場合

申請者または政令で定める使用人

講習会の課程と許可申請の区分

講習会の課程 (注：処分課程の講習会で収集運搬業の申請はできません。)	許可申請の区分					
	産業廃棄物			特別管理産業廃棄物		
	新規	更新	変更	新規	更新	変更
産業廃棄物収集運搬業に関する新規講習会	○	○	○	—	—	—
特別管理産業廃棄物収集運搬業に関する新規講習会	○	○	○	○	○	○
産業廃棄物収集運搬業または特別管理産業廃棄物収集運搬業に関する更新講習会	—(注)	○	○	—(注)	○	○
○講習会修了証の有効期限は、本申請受付時点において、修了の日から起算して新規講習会は5年、更新講習会は2年です。 ○変更許可申請において、直近の許可申請に添付した講習会の修了証を添付する場合には有効期限切れでも可とします。 ※ただし、当該講習会修了証にかかる役員または政令で定める使用人が引き続き在任していることが必要です。 注 既に他の行政庁で許可を取得している処理業の区分と同じ区分の許可申請を行う場合、または個人で許可を取得している事業者が法人化して新規許可申請する場合等は、更新講習会の修了証でも可とします。 許可期限までに更新許可を行わないことによる許可の失効に伴う新規許可については、許可の失効後3ヶ月以内に許可申請を行った場合に限り、更新講習会でも可とします。 詳しくは許可の申請先に確認してください。						
講習会実施団体	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター TEL 03-5807-5911 (https://www.jwnet.or.jp/)					
講習受講の問合せおよび申込先	各都道府県産業資源循環協会等 滋賀県においては、一般社団法人滋賀県産業資源循環協会 TEL 077-521-2550 (http://shiga-sanpai.org/)					

(3) 経理的基礎

申請者は産業廃棄物の収集または運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することが必要です。経理的基礎を有すると判断されるためには『利益が計上できていること』『債務超過の状態でないこと』が必要です。

これらの観点により経理的基礎の有無を判断しますが、利益が計上されていない場合や債務超過の場合は、追加資料が必要です。(詳細はp.22を参照)

(注) 民事再生法による再生手続または会社更生法による更生手続が開始された法人は、経理的基礎を有しないと判断されるケースがあるため、あらかじめご相談ください。

(4) 欠格要件

申請者(法定代理人、法人の役員、株主または出資者、政令で定める使用人も対象)が次のいずれにも該当しないことが必要です。

なお、許可後においても次のいずれかに該当した場合、当該許可の取消しなどの処分がなされます。

法第14条第5項第2号

- | |
|--|
| イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者 |
| ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。) |
| ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 ^(※1) がイ又はロのいずれかに該当するもの |
| ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの |
| ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの |
| ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者 |

(参考) 法第7条第5項第4号イからチ

- | |
|---|
| イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
(参考)規則第2条の2の2
法第7条第5項第4号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 |
| ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 |
| ニ この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの ^(※2) 若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪 ^(※3) 若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 |
| ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準 |

用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者^(※4))を含む。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(※1) 法定代理人が法人である場合においては、その役員も含みます。

(※2) 「その他生活環境の保全を目的とする法令」とは

- ・「大気汚染防止法」 ・「騒音規制法」 ・「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」
- ・「水質汚濁防止法」 ・「悪臭防止法」 ・「振動規制法」
- ・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」
- ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」

(※3) 「刑法の罪」とは

第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)

(※4) 「同等以上の支配力を有するものと認められる者」には、一定比率以上(5%以上)有する株主および出資者も含まれます。

4 許可申請手続における共通事項（p.17～23 チェック表、必要な書類一覧 参照）

（１）収集運搬業を行おうとする場合の留意事項について

業務量に応じた施設や人員などの業務遂行体制を整えておく必要があります。

具体的には次のとおりです。

① 収集運搬を行おうとする予定の廃棄物の種類や性状を把握してください。

国の廃棄物の適正処理等に係る基本的な方針では「廃棄物の処理は、その性状に応じた適切な方法により行わなければならない。」とされており、廃棄物を適正に処理するためには、取り扱う廃棄物の性状や種類を熟知しておく必要があります。

② 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類によっては、その性状に応じて条件を付しています。

例えば、「汚泥（無機性汚泥に限る。）」や「廃油（タールピッチ類を除く。）」、「廃酸（pH 2.0 以下のもの及び水銀を含むものに限る）」のように（特別管理）産業廃棄物の種類の後に（ ）書きで条件を付しています。取り扱う（特別管理）産業廃棄物について性状、含まれる有害物質、ダイオキシン類を記入してください。

③ 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の性状に応じて、収集運搬基準を遵守するために必要な施設（車両、運搬容器等）を確保してください。

（特別管理）産業廃棄物には、液状、泥状、飛散しやすいもの、有害性のあるもの、危険なものなどがあり、取り扱う廃棄物の性状に応じた車両や運搬容器などの選定が必要です。

④ 業務量に応じた運搬能力を有し、収集運搬に関して適切な業務遂行体制が確保されていることが必要です。

業務を遂行するに際して、再委託や名義貸しを行うことがないよう、業務量に応じた施設や人員を確保してください。

運転手は申請者または申請者が雇用する従業員でなければ、名義貸し等に該当し、法に違反するおそれがあります。

⑤ 廃棄物の収集運搬に関して周辺生活環境への配慮が必要です。

収集運搬業務を行う時間、休業日については、周辺環境への騒音影響の防止等に係る適切な業務遂行体制が確保されていることが必要です。

（２）許可の受付機関について

積替えまたは保管を含まない（特別管理）産業廃棄物の収集運搬業を行う場合は、その区域（積卸しを行う場所）を管轄する都道府県知事へ申請を行い、許可を受けなければなりません。

（一つの政令市の区域を越えない場合は、その政令市長の許可だけで可。）

●受付機関

《新規許可申請》次の区分を原則として申請してください。

県内業者	◆県内で処分する場合 「主な処分先」または「申請者の事業拠点」を管轄する受付機関
	◆県外へ搬出する場合 「工場等の主な排出事業所」または「申請者の事業拠点」を管轄する受付機関
県外業者	◆県内で処分する場合 「主な処分先」または「申請者の事業拠点」を管轄する受付機関
	◆県外へ搬出する場合 「工場等の主な排出事業所」または「申請者の事業拠点」を管轄する受付機関 (申請者の事業拠点がなく、解体工事等で排出場所を特定できない場合は、県庁循環社会推進課)

* 事業拠点／法人の場合は本社、支店、営業所など、個人の場合は住所など

* ご不明の点があれば、次の表にある受付機関にお問い合わせください。

受付機関一覧

機関の名称	所在地	電話番号	管轄
琵琶湖環境部 循環社会推進課	〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号	077-528-3474	大津市※
南部環境事務所	〒525-8525 滋賀県草津市草津三丁目 14 番 75 号	077-567-5456	草津市、守山市、栗東市、 野洲市
甲賀環境事務所	〒528-8511 滋賀県甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6134	湖南市、甲賀市
東近江環境事務所	〒527-8511 滋賀県東近江市八日市緑町 7 番 23 号	0748-22-7759	近江八幡市、東近江市、 蒲生郡(日野町、竜王町)
湖東環境事務所	〒522-0071 滋賀県彦根市元町 4 番 1 号	0749-27-2255	彦根市、愛知郡(愛荘町)、 犬上郡(豊郷町、 甲良町、多賀町)
湖北環境事務所	〒526-0033 滋賀県長浜市平方町 1152 番 2 号	0749-65-6653	長浜市、米原市
高島環境事務所	〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津 1758	0740-22-6066	高島市

※「大津市内のみの積替え・保管を含まない収集運搬業」については、大津市産業廃棄物対策課(077-528-2062)にお問い合わせください。

《更新許可申請・変更許可申請・変更届出》

現状の受付機関

＜現状の受付機関の確認／産業廃棄物処理業者一覧への掲載について＞

既に許可を有している事業者の方で、現状の受付機関がわからない方は、滋賀県ホームページの産業廃棄物処理業者一覧で確認できます。

なお、許可を取得された事業者の方は、産業廃棄物処理業者一覧に掲載させていただきますので、ご了解ください。

掲載を希望されない事業者の方は、その旨を申し出てください。

受付機関の変更を希望する事業者の方は、p.36の「(7) 受付機関の変更」を確認ください。

(3) 許可申請書の提出

滋賀県では、許可申請にあたり、手続の円滑化をはかるために、「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」に基づく**事前協議制度**を設けております。

① 事業計画等審査願の提出

許可申請書に必要な事項を記入例に従って記入し、必要な添付書類（p.17のチェック表、p.18～23の許可申請に必要な書類一覧を参照）を順番にそろえて事業計画等審査願を添えて提出してください。

提出書類は、原則、片面印刷にしてください。

事業計画等審査願は、原則、郵送で提出してください。

来庁される場合は、事前に日時を調整してください。

② 提出部数

正本1部です。

書類の補正（書類の手直し）が必要な場合にスムーズに対応できるように、提出する書類の「控え」（電子ファイル、コピーなど）を手元に残すようにしてください。

③ 関係書類の補正

事前協議での補正等の連絡後、速やかに書類の補正等をしてください。補正に際しては、簡便な事項を除き、事前に内容確認をさせていただきますので、FAX等でご連絡願います。

連絡用にFAX番号を事業計画等審査願に記入願います。

なお、補正等の連絡後、6か月を経過しても本申請がされない場合、事業計画等審査願の書類は返却します。書類返却後、許可申請を行う場合は、再度、事業計画等審査願を添えて申請書類を提出してください。

④ 許可申請および審査手数料の納付方法

書類の補正等ができる状態になれば、日時を調整のうえ、来庁もしくは郵送してください。

書類の差し替え等の補正作業を行った後、手数料を納付いただいて正式な申請として受け付けます（本申請の受付）。

申請手数料は次のとおりで、「滋賀県収入証紙」により納付していただきます。

郵送申請の流れ等については、下のファイルをご確認ください。

[郵送による本申請の流れ等について.pdf](#)

(事業計画等審査願提出時点では証紙の貼付は行わないでください。)

審査手数料 (納付方法：滋賀県収入証紙貼付)

(令和7年4月現在)

業 種	新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000 円	73,000 円	71,000 円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000 円	74,000 円	72,000 円

⑤ 添付書類の一部省略について

● 先行許可証の提出について

新規許可、更新許可、事業範囲変更許可、いずれの場合であっても、先行許可証の写しを申請書に添付することで、添付書類を省略できます。

詳しくは「先行許可証の提出に係る申立書」(様式はp.76)を確認してください。

先行許可証として利用できる許可証は、許可証に記載されている「規則第9条の2第8項(等)の規定による許可証の提出の有無」欄が「無」となっている、許可の日から5年間のものです。

先行許可証として利用できる許可証であるか否かは、事前に確認してください。

省略できる添付書類

＜申請者が個人である場合＞

- ・申請者の住民票の写し
- ・申請者の精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- ・誓約書 等

＜申請者が法人である場合＞

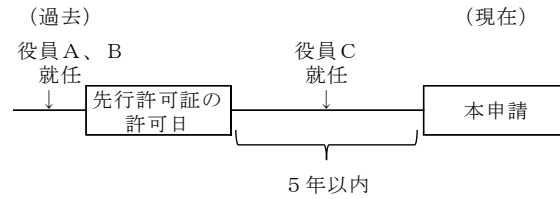
- ・役員の住民票の写し
- ・役員の精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- ・5%以上の株主・出資者の住民票の写し等
- ・5%以上の株主・出資者の精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- ・誓約書 等

先行許可証を提出する場合は、事業計画等審査願に「先行許可証の提出に係る申立書」(様式はp.76)および先行許可証の写しを添付して、その原本を提示してください。

また、事前協議において、先行許可証の提出を求めることがあります。

なお、住民票の写し等を省略できる役員等については、次の図を参考に判断してください。

- ・役員A、役員B … 住民票の写し等 省略可
- ・役員C … 住民票の写し等 省略不可



(注) 住民票の写し等を省略できない役員等がある場合、誓約書の省略もできません。

(注) 住民票の写し等を省略された役員等について、性別等の情報をお聞きます。

●更新許可、事業範囲変更許可について

更新許可、事業範囲変更許可の申請時には一部の書類を省略しています。(チェック表を確認してください)

なお、役員や車両等の変更があったときは、10 日以内（法人の場合において登記事項証明書を添付する場合にあっては、変更の日から 30 日以内）に届出が義務付けられています。

変更届出の漏れがないかを確認し、もし、届出漏れがある場合は許可申請時に申し出てください。

●同時申請について

申請書を同時に 2 つ以上提出する場合（例えば、更新許可と変更許可を同時申請）、重複する書類を省略することができます。

その場合は「同時申請（届出）に関する申立書」（p. 72 参照）を添付してください。

(4) 審査

許可申請の内容が許可の要件に適合しているかどうか書類審査を行います。

審査段階で書類等の不備があれば補正を求め、必要に応じ申請内容を現地確認することがあります。

また、申請者、申請者の役員、政令で定める使用人等について、法第 14 条第 5 項第 2 号（いわゆる欠格要件）に該当しないことを、警察本部等の関係機関に確認します。

(注) 許可申請の内容が許可の要件に適合しないと判断される場合、不許可になります。

(注) 本申請を受け付けた後は、如何なる事由があっても当該申請に係る審査手数料をお返しできません。

(5) 許可証の交付

審査の結果、許可申請内容が許可の要件に適合しているときは許可証を交付します。

許可証の郵送を希望される方は、レターパックや簡易書留で郵送しますので、レターパック（プラスまたはライト）や定形外郵便料金（100 g）＋簡易書留料金分の郵便切手を貼付した返信用封筒（A 4 サイズ）を送信先の宛名等を記入したうえで本申請時に持参するなどしてください。

また、変更許可証および更新許可証の交付を受けた場合は、速やかに旧許可証を返納してください。

手 続 の 流 れ

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業 (積替え・保管を含まない) 許可申請について

事業計画等審査願
(許可申請書) の提出

(受付)

受付不可

- ・講習会の有効期限が
過ぎている場合

書類不備等の連絡

補正書類の提出等

事前協議の終了

申請

審査

(許可の場合)

許可証等の交付

旧許可証の返却
(更新許可、変更許可)

- ・許可申請書 (収入証紙は貼付しないでください。) に
事業計画等審査願を添えて1部 (正本) 提出してく
ださい。

- ・用紙はA4としてください。

- ・片面印刷にしてください。

- ・書類が整ったら、申請窓口原則、郵送してくださ
い。

来庁される場合は、事前に日時を調整してください。

- ・更新許可申請の場合、更新期限の3か月前から受け
付けます。

- ・更新期限の概ね2か月前までに提出されない場合、
許可期間終了後すぐに許可証の交付ができないこと
があります。

- ・FAX等でご連絡します。

- ・書類の補正等がすべて終了した時点で事前協議を終
了します。

- ・直接来庁もしくは郵送により手数料 (滋賀県収入証
紙) を納付してください。これより正式な申請として
受け付けます。

- ・更新許可申請の場合は、許可期限日までに申請をす
る必要がありますので注意してください。

- ・欠格要件の確認等を行います。

- ・更新許可または変更許可を受けた場合は、旧許可証
を返却してください。

チェック表（許可申請書類一覧表）

書 類		チェック欄			
		新規	更新	変更	適宜必要
事業計画等審査願（p.38）					
許可申請書（第1面）					
許可申請書（第2面）					
許可申請書（第3面）					
（特別管理）産業廃棄物処理業更新許可申請添付書類一部省略の申立書（p.73）					
（特別管理）産業廃棄物処理業事業範囲変更許可申請添付書類一部省略の申立書（p.74）					
添付書類（第1面）事業の全体計画、産業廃棄物の種類・運搬量等（p.59）					
添付書類（第2面）運搬施設の概要（運搬車両一覧等）（p.60）					
添付書類（第4面）収集運搬業務の具体的な計画（p.61）					
添付書類（第5面）環境保全措置の概要（p.62）					
添付書類（第6面）運搬車両の写真（p.63）					
添付書類（第7面）運搬容器等の写真（p.64）					
自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し					
車両の使用権原を有することを証する書類					
事務所（住所・本店を含む）および事業場（駐車場を含む）所在地付近の見取図					
講習会（収集運搬課程）の修了証の写し					
添付書類（第8面）必要な資金と調達方法を記載した書類（p.65）					
法人	直前3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表		※注2	※注2	
	直前3年分の法人税の納税証明書（その1）（税務署発行）		※注2	※注2	
	定款または寄付行為		※注2	※注2	
	法人の登記事項証明書				
	役員の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます			
	役員の登記されていないことの証明書 注1				
	5%以上の株主または出資者の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）【法人の場合は登記事項証明書】				
	5%以上の株主または出資者の登記されていないことの証明書 注1				
	政令で定める使用人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）				
	政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注1				
	添付書類（第10面）誓約書（p.67）				
個人	添付書類（第9面）資産に関する調書（p.66）				
	直前3年分の所得税の納税証明書（その1）（税務署発行）				
	直前3年分の確定申告書（修正申告がある場合は、修正申告書）第一表および第二表の写し				
	申請者の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます			
	申請者の登記されていないことの証明書 注1				
	申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し】				
	法定代理人の登記されていないことの証明書【法定代理人が法人の場合は、その法人の役員の登記されていないことの証明書】 注1				
	政令で定める使用人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）				
	政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注1				
	添付書類（第10面）誓約書（p.67）				

このほか、申請書の内容の確認や審査のため、追加書類を求めることがあります。

詳細は許可の申請に必要な書類一覧を確認してください（p.18～23）。

注1：「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。（p.20㉔、p.21㉔参照）

注2：チェック欄に※がある書類については、優良認定基準に適合するときは省略できます。

許可の申請に必要な書類一覧（様式、例の欄の数字は、それぞれ様式掲載ページ、記入例掲載ページです。例に○がついている場合は注意事項に記載例を示しています。）

◎ 共通書類

書 類		様式	例	注 意 事 項
① 事業計画等審査願		38	○	・申請区分の該当条項を○で囲んでください 記入例 新規許可 p. 82 更新許可 p. 98 変更許可 p. 108
② 産業廃棄物/特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書または事業範囲変更許可申請書		39 ～ 56	○	・新規許可申請の場合は、許可申請書（新規許可申請用） ・更新許可申請の場合は、許可申請書（更新許可申請用） ・変更許可申請の場合は、事業範囲変更許可申請書 記入例 新規許可 p. 83～85 更新許可 p. 99～101 変更許可 p. 109～111
事業計画の概要を記載した書類	③ 第1面 1. 事業の全体計画 2. 取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等	59	○	・一部の（特別管理）産業廃棄物には業種等の限定あり ・更新許可申請の場合は省略 記入例 新規許可 p. 86～87 変更許可 p. 112
	④ 第2面 3. 運搬施設の概要	60	○	・使用する車両、運搬容器を記入 ・更新許可申請の場合は省略 記入例 新規許可 p. 88 変更許可 p. 113
	⑤ 第3面	—	—	・積替え・保管を含む場合に必要な書類のため、省略
	⑥ 第4面 4. 収集運搬業務の具体的な計画	61	○	・更新許可申請の場合は省略 記入例 新規許可 p. 89 変更許可 p. 114
	⑦ 第5面 5. 環境保全措置の概要	62	○	・更新許可申請の場合は省略 記入例 新規許可 p. 90 変更許可 p. 115
⑧ 第6面 運搬車両の写真		63	新規 p. 91	・全体が写っている正面、側面のカラー写真 ・産業廃棄物収集運搬車両に関する側面表示が必要（他行政でも許可を受けていない新規申請の場合は除く。） ・ナンバープレート、側面表示が識別できるもの ・更新許可申請および変更許可申請の場合は省略（変更許可に必要な追加車両は除く p. 116）
⑨ 第7面 運搬容器等の写真		64	新規 p. 92	・更新許可申請および変更許可申請の場合は省略（変更許可に必要な追加運搬容器は除く p. 117）
⑩ 自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し		—	—	・本申請時点で有効期間が満了していないもの ・紙の自動車検査証の場合はその写しを、電子の自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項の写し ・更新許可申請および変更許可申請の場合は省略（変更許可に必要な追加車両は除く）
⑪ 車両の使用権原があることを証する書類		71	—	・自動車検査証の使用者欄の名義人が申請者と異なる車両について必要 ・車両の貸借に関する契約書の写しでも可

			・更新許可申請、変更許可申請の場合は省略（変更許可に必要な追加車両は除く）
⑫ 事務所（住所・本店を含む）および事業場（駐車場含む）付近の見取図	—	—	・申請者が法人の場合は、本店所在地付近の見取図も必要 ・申請者が個人の場合は、住所地付近の見取図も必要 ・更新許可申請、変更許可申請の場合は省略（変更許可に必要な追加駐車場は除く）
⑬ 講習会の修了証の写し	—	—	・収集運搬課程であるもの ・詳細は p. 8 参照
⑭ 第 8 面 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	65	○	・事業を開始するために必要な資金について記入 ・既に事業を行っており、事業の開始に要する資金がない場合は、その旨を記入（記入例 新規 p. 93、更新 p. 103、変更 p. 119）
⑮ 第 10 面 誓約書	67	○	・記入例 新規 p. 95、更新 p. 105、変更 p. 121 ・先行許可証の提出により省略できる場合あり

◎ 申請者が法人の場合

書 類	注 意 事 項
⑯ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	・直前 3 年の各事業年度のもの
⑰ 法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類 （原本照合可）※ 1	・税務署が発行する直前 3 年の各事業年度に係る法人税の納税証明書（その 1） ・事業計画等審査願の受付日から 3 か月以内に発行されたもの ・連結親法人が連結納税を行っている場合には、次の書類を追加で提出してください 連結法人税の確定申告書（別表第 1 の 2） 連結法人税の個別帰属額の届出書 連結所得の金額の計算に関する明細書（別表第 4 の 2） 個別所得の金額の計算に関する明細書（別表第 4 の 2 付表） 個別帰属額等の一覧表
⑱ 定款または寄付行為	・現行のもの
⑲ 登記事項証明書 （原本照合可）※ 1	・事業計画等審査願の受付日から 3 か月以内に発行されたもの
⑳ 住民票の写し等 （原本照合可）※ 1	・役員（監査役、相談役、顧問等を含む）、100 分の 5 以上の株主や出資者、政令で定める使用人の全員分 ※ただし、廃棄物処理法上の役員に該当しないものを除く（例：会計限定監査役、会計参与） ・本籍（国籍）の記載があるもの ・マイナンバーの記載がないもの ・株主や出資者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書

	・事業計画等審査願の受付日から3か月以内に発行されたもの ・先行許可証の提出により省略できる場合あり
㊸精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（登記されていないことの証明書等）（原本照合可）※1※2	・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は、この審査をするために必要と認められる書類です （通称名のみによる証明は不可） 医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します 医師の診断書の場合は、「精神の機能の障害」の有無が判断できる診断名、患者の能力に関する意見（意思疎通ができるか否かなど）およびその判断の根拠（診察時に行った試験結果や、親族等からの聞き取りの結果など）などを記載のこと ・役員（監査役、相談役、顧問等を含む）、100分の5以上の株主や出資者、政令で定める使用人の全員分 ※ただし、廃棄物処理法上の役員に該当しないものを除く（例：会計限定監査役、会計参与） ・事業計画等審査願の受付日から3か月以内に発行されたもの ・先行許可証の提出により省略できる場合あり

※1 住民票の写し等、公的機関が発行する証明書類は、原本を提示の上であれば原本照合しますので、コピーを提出していただいても結構です。

※2 ㊸の「登記されていないことの証明書」は、全国の法務局の本局の窓口で請求することができます。また、郵送による請求は東京法務局のみとなっています。

※3 許可申請内容によっては、許可基準に適合しているかを判断するための、より詳細な資料を求めることがあります。

◎ 申請者が個人の場合

書 類	注 意 事 項
㊸ 第9面 資産に関する調書	・様式 p.66 参照 ・記入例 新規許可 p.94、更新許可 p.104、変更許可 p.120
㊹ 所得税の納付すべき額および納付済額を証する書類 （原本照合可）※1	・税務署が発行する直前3年分の所得税の納税証明書（その1） ・事業計画等審査願の受付日から3か月以内に発行されたもの ・個人事業開業から3年を経過しておらず、納付すべき所得税がない場合も提出が必要

㉔ 確定申告書の写し（第一表、第二表）	・直前３年分 ・修正申告がある場合は、修正申告書の写し
㉕ 住民票の写し等（原本照合可）※１	・申請者、政令で定める使用人等の全員分 ・本籍（国籍）の記載があるもの ・マイナンバーの記載がないもの ・事業計画等審査願の受付日から３か月以内に発行されたもの ・先行許可証の提出により省略できる場合あり
㉖精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（登記されていないことの証明書等）（原本照合可）※１※２	・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は、この審査をするために必要と認められる書類です（通称名のみによる証明は不可） 医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します 医師の診断書の場合は、「精神の機能の障害」の有無が判断できる診断名、患者の能力に関する意見（意思疎通ができるか否かなど）およびその判断の根拠（診察時に行った試験結果や、親族等からの聞き取りの結果など）などを記載のこと ・申請者、法定代理人、政令で定める使用人等の全員分 ・事業計画等審査願の受付日から３か月以内に発行されたもの ・先行許可証の提出により省略できる場合あり
㉗ 登記事項証明書（原本照合可）※１	・法定代理人が法人である場合 ・事業計画等審査願の受付日から３か月以内に発行されたもの ・先行許可証の提出により省略できる場合あり

※１ 住民票の写し等、公的機関が発行する証明書類は、原本を提示の上であれば原本照合しますので、コピーを提出していただいても結構です。

※２ ㉖の「登記されていないことの証明書」は、全国の法務局の本局の窓口で請求することができます。また、郵送による請求は東京法務局のみとなっています。

※３ 許可申請内容によっては、許可基準に適合しているかを判断するための、より詳細な資料を求めることがあります。

◎ 補足様式（申請者の状況により必要になる書類。様式の欄の数字は、様式掲載ページです。）

書 類	様式	注 意 事 項
様式補 1 納税証明書等が添付できない理由書	69	・法人設立後間もない等の理由で、必要な年数の書類を提出できない場合に必要
様式補 2 経理的基礎に関する申立書	70	・債務超過または利益が計上できていない場合に必要
様式補 3 車両の貸借に関する証明書	71	・申請に必要な書類一覧の⑪の書類に相当
様式補 4 同時申請（届出）に関する申立書	72	・更新許可申請と変更許可申請とを同時に行う場合等で、共通書類を省略する場合に必要
様式補 5 （特別管理）産業廃棄物処理業更新許可申請添付書類一部省略の申立書	73	・更新許可申請において、既に申請または届出されている書類と変更がなく省略するために必要
様式補 6 （特別管理）産業廃棄物処理業事業範囲変更許可申請添付書類一部省略の申立書	74	・変更許可申請において、既に申請または届出されている書類と変更がなく省略するために必要
様式補 7 PCB 廃棄物に係る添付書類一部省略の申立書	75	・一部の書類について、既に申請または届出されている書類と変更がなく省略する場合に必要
様式補 8 先行許可証の提出に係る申立書	76	・先行許可証を使用する場合に必要
様式補 9 役員等の変更に係る新旧対照表	77	・役員（監査役、相談役、顧問等を含む）、100 分の 5 以上の株主や出資者、法定代理人、政令で定める使用人の変更届出に必要（記入例 p131） ※ただし、廃棄物処理法上の役員に該当しないものを除く（例：会計限定監査役、会計参与）
様式補 10 受付機関変更願	78	・（特別管理）産業廃棄物処理業に係る手続の受付機関を変更する場合に必要
様式補 11 （特別管理）産業廃棄物処理業欠格要件該当届出書	79	・（特別管理）産業廃棄物処理業の欠格要件に該当した場合に必要です。

◎ 経理的基礎に関する追加資料

債務超過または利益が計上できていない場合とは次の状態のことを言います。

申請者の別	債務超過の場合	利益が計上できていない場合
法人	直前期の「純資産」がマイナス	過去 3 年（法人設立後 3 年未満の場合は設立以降）の各事業年度の当期純利益の平均がマイナスかつ直近の事業年度の当期純利益がマイナス
個人	第 9 面「資産に関する調書」において、「資産＜負債」	過去 3 年（事業を開業してから 3 年未満の場合は事業開業以降）の所得金額の平均がマイナスかつ直近の年の所得金額がマイナス

- (1) 法人で債務超過または利益が計上できていない場合、個人で利益が計上できていない場合
- ・(様式補2) 経理的基礎に関する申立書
- (2) 法人で債務超過かつ利益が計上できていない場合、個人で債務超過の場合
- ・(様式補2) 経理的基礎に関する申立書
 - ・今後5年間の収支(改善)計画書

◎ PCB 関係書類

PCB 廃棄物の収集運搬業許可の申請にあたっては、次の書類を添付してください。また、書類の作成にあたっては、環境省の示す「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」「低濃度 PCB 収集・運搬ガイドライン」を参考にしてください。

書 類	注 意 事 項
荷役使用する設備一覧表、 写真および仕様書(カタログ)	・適切な荷役を行うためのフォークリフト等の設備 ・更新許可申請および変更許可申請で変更がない場合は省略可
運搬車両および運搬容器の 図面または写真	・運搬容器に「PCB」等の表示 ・運搬車両に「PCB」の表示 ・写真は第6面(運搬車両の写真)および第7面(運搬容器等の写真)として添付 ・更新許可申請および変更許可申請で変更がない場合は省略可
携行書類	・収集運搬に係る PCB 廃棄物の種類、適用法令、注意すべき事項等を記載したもの ・更新許可申請および変更許可申請で変更がない場合は省略可
使用運搬容器一覧表、各容器 の種類毎の仕様書(必要に応 じメーカーの強度計算書)	・ガイドラインに示されている運搬容器が必要
運搬容器の検査報告書	・設計型式試験、水張り試験などの検査結果 ・更新許可申請および変更許可申請で変更がない場合は省略可
運搬容器の維持管理記録表	・運搬容器の運用、検査、修繕結果等を記録する記録表 ・更新許可申請および変更許可申請は、直近に実施した維持管理の記録表
装備器具等一覧表および写 真	・緊急時に使用する保護衣、保護手袋、消火設備等 ・更新許可申請および変更許可申請で変更が無い場合は写真不要
緊急連絡体制図、 緊急対応マニュアル	・具体的な連絡先、電話番号を記載 ・緊急時の収集運搬従事者が対処すべき事項等を記載
安全管理体制表	・収集運搬作業従事者の一覧を含む
能力を証する書類	・PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会の修了証の写し ・未受講者への教育の記録
運搬計画表様式、 作業マニュアル	・作業マニュアルには積み込みや積下しの方法、運搬中の転倒防止対策等を記載 ・更新許可申請および変更許可申請で変更がない場合は省略可

5 更新許可申請（法第 14 条第 2 項、第 14 条の 4 第 2 項）

産業廃棄物処理業および特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者は 5 年間^(注)の経過によって許可の効力を失います。その後も事業を継続しようとするときは、**許可の有効年月日までに更新の許可申請を行う必要があります。**

滋賀県では、事前協議制度を採っていますので、余裕をもって事業計画等審査願を原則、郵送で提出し、事前協議を終了のうえ許可の有効年月日までに更新許可申請を行ってください。

来庁される場合は、事前に日時を調整してください。

連絡用に F A X 番号を事業計画等審査願に記入願います。

(注) 優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づき、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合することが認められた場合の許可の有効期間は 7 年になります。

事業計画等審査願は、**許可の有効年月日の 3 か月前から受付**します。許可期限日の 2 か月前までに提出のない場合は、事務処理の都合上、許可期限日までに新しい許可証を交付できない場合があります。

更新許可の申請時には一部の書類を省略しています。(チェック表を確認してください)

なお、役員や車両等の変更があったときは、10 日以内（法人の場合において登記事項証明書を添付する場合にあっては、変更の日から 30 日以内）に届出が義務付けられています。

変更届出の漏れがないかを確認し、もし、届出漏れがある場合は許可申請時に申し出てください。

p. 8 に記載した講習会の修了証が必要です。

優良産業廃棄物処理業者の認定を受けようとする場合に必要な提出書類は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（環境省）に従い準備してください。詳細は申請先の各窓口にお問い合わせください。

許可失効後の更新申請の受付はできませんので、ご注意ください。

6 事業範囲変更許可申請（法第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 5 第 1 項）

滋賀県において収集運搬業の許可を有しており、次のような場合には、変更許可の対象となります。

- ・ 取り扱う産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の種類を追加する場合
(限定条件の解除ならびに石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物および水銀含有ばいじん等を新たに取り扱う場合も含まれます。)
- ・ 新たに積替え・保管を業として行おうとする場合

書類が整ったら、事業計画等審査願を申請窓口原則、郵送してください。

来庁される場合は、事前に日時を調整してください。

連絡用にFAX番号を事業計画等審査願に記入願います。

なお、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者が、特別管理産業廃棄物収集運搬業を新たに行う場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可が必要となります。また、その逆の場合には、産業廃棄物収集運搬業の新規許可が必要となります。

新たに積替え・保管を業として行おうとする場合には、施設の所在地を管轄する受付窓口で別途事前に相談願います。

事業範囲変更許可の申請時には一部の書類を省略しています。(チェック表を確認してください)

なお、役員や車両等の変更があったときは、10日以内(法人の場合において登記事項証明書を添付する場合にあっては、変更の日から30日以内)に届出が義務付けられています。

変更届出の漏れがないかを確認し、もし、届出漏れがある場合は許可申請時に申し出てください。

7 変更届出等の手続 (チェック表、必要な書類一覧 p.27～28 記入例 p.123～131)

(1) 変更届出 (法第14条の2第3項、第14条の5第3項)

次の事項に変更が生じた場合には、変更の日から10日以内(注3)に届出をしなければなりません。

提出部数は正本1部です。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業の一部廃止(許可項目の減少や石綿含有産業廃棄物を含むことなどの廃止)② 氏名または名称③ 政令で定める使用人または法定代理人④ 法人にあってはその役員または100分の5以上の株主または出資者⑤ 住所および事務所ならびに事業場(駐車場を含む)の所在地(移転等)⑥ その他、事業の用に供する主要な施設(運搬車両等)⑦ 大津市内において、新たに積替え・保管を伴う収集運搬業の許可を受けたとき |
|--|

変更届出は、郵送で提出してください。

許可証の書換えを伴わない変更届出をお送りいただく際に、「控え」としての受付印を押した変更届出の写しを希望される場合には「控え」および返信用封筒(返送先を記載し、返信分金額の切手を貼ったもの)を必ず同封してください。

許可証の書換えを伴う変更の場合で、許可証の郵送を希望される方は、返信用封筒(返信先を記載し、重量に応じた定形外郵便料金+簡易書留料金分の郵便切手を貼ったA4サイズが入るもの)を同封しておいてください。簡易書留で郵送します。

(注1) 氏名、名称、住所など許可証の記載事項に変更がある場合は、許可証の書換えを行います。

(注2) 車両変更の場合、届出対象となる増車または減車する車両の届出だけでなく、継続して使用する車両も様式第六号の二の第2面に記載し、届け出てください。届出の際は、可能な限り登録車両の順番を変更しないようお願いします。

また、第6面に写真を添付していただく車両の両側面には、産業廃棄物収集運搬車に係る表示がなされている必要があります。

(注3) 平成29年5月15日より、法人の場合において登記事項証明書を添付する場合にあっては、「変更の日から30日以内」に変更されました。

(2) 廃止届出 (法第14条の2第3項、第14条の5第3項)

事業の全部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に届出をしなければなりません。提出部数は正本1部です。また、許可証を返納しなければなりません。

(3) 欠格要件該当届出 (法第14条の2第3項、第14条の5第3項)

欠格要件 (p. 9～10「欠格要件」を参照。① 第7条第5項第4号チ (不正又は不誠実な行為をする者)、② 法第14条第5項第2号ロ (暴力団員等)、③ 法第14条第5項第2号ヘ (暴力団員等がその活動を支配するもの) を除く。) に該当するに至った日から2週間以内に都道府県知事に下記事項について届出をしなければなりません。違反した場合の罰則も定められています。

- | |
|-----------------------|
| ア 欠格要件及び該当するに至った具体的事由 |
| イ 当該欠格要件に該当するに至った年月日 |

チェック表（変更届出書類一覧表）

変更事項	届出書類、添付書類		チェック欄
共通	変更（廃止）届出書（p. 57～58）		
氏名および名称	届出者が法人の場合	定款または寄付行為	
		当該部分がわかる登記事項証明書	
	届出者が個人の場合	住民票の写し	
		許可証	
法定代理人	新たな法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し）		
	新たな法定代理人の登記されていないことの証明書（法定代理人が法人の場合は、その法人の役員の登記されていないことの証明書） 注		
	新旧対照表（p. 77）		
	添付書類（第10面）誓約書（p. 67）		
法人の役員	法人の当該部分がわかる登記事項証明書		
	新たな役員の住民票の写し		
	新たな役員の登記されていないことの証明書 注		
	新旧対照表（p. 77）		
	添付書類（第10面）誓約書（p. 67）		
	（代表者が変更する場合）許可証		
5 %以上の株主または出資者	新たな株主または出資者の住民票の写し（新たな株主または出資者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書）		
	新たな株主または出資者の登記されていないことの証明書 注		
	新旧対照表（p. 77）		
	添付書類（第10面）誓約書（p. 67）		
政令で定める使用人	新たな政令で定める使用人の住民票の写し		
	新たな政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注		
	新旧対照表（p. 77）		
	添付書類（第10面）誓約書（p. 67）		
事務所および事業場（駐車場を含む。）の所在地	添付書類（第2面）運搬施設の概要（運搬車両一覧等）（p. 60）		
	事務所、事業場、駐車場の所在地付近の見取図		
許可証記載の住所	届出者が法人の場合	当該部分がわかる登記事項証明書	
		住民票の写し	
	住所の所在地付近の見取図		
	許可証		
運搬車両等	添付書類（第2面）運搬施設の概要（運搬車両一覧等）（p. 60）		
	添付書類（第6面）運搬車両の写真（p. 63）		
	自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し		
	車両の使用権原があることを証する書類（p. 71）		
大津市の積替え許可取得	大津市の許可証の写し		
	許可証		
事業の廃止	許可証		

（備考）特別管理産業廃棄物処理業も同様です。

注：「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。（p. 20㊸、p. 21㊸参照）

変更届出等に必要な書類一覧（特別管理産業廃棄物処理業も同様）

届出書類	変更事項	氏名、 名称	法定 代理人	役員	株主ま たは出 資者	政令で 定める 使用人	住所、事務 所等の所 在地	運搬 車両	事業の (一部) 廃止	大津市 の積替 え許可 の取得
・産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書 （様式 p. 57、58、記入例 p. 124）		○	○	○	○	○	○	○	○	○
・（第 2 面）運搬施設の概要 （様式 p. 60、記入例 p. 126） ・（第 6 面）運搬車両の写真 （様式 p. 63、記入例 p. 129） ・自動車検査証の写しまたは自動車検査 証記録事項の写し（新規車両のみ） ・車両の貸借に関する証明書（※ 1）							○ （第 2 面）	○ ※ 2		
・定款または寄付行為（法人の場合）		○								
・履歴事項全部証明書（法人の場合）		○		○			○			
・役員等の変更に係る新旧対照表（様式 p. 77）			○	○	○	○				
・変更した役員、株主もしくは出資者、 法定代理人または政令で定める使用 人の住民票の写し（本籍地（国籍）記 載のもの）（※ 3） ・変更した役員、株主もしくは出資者、 法定代理人または政令で定める使用 人の登記されていないことの証明書 （※ 3）			○ ※ 4	○	○ ※ 4	○				
＜法定代理人が法人の場合＞ ・変更した <u>法定代理人の役員</u> の住民票の 写し等（本籍地（国籍）記載のもの） （※ 3） ・変更した <u>法定代理人の役員</u> の登記され ていないことの証明書（※ 3）			○							
・（第 10 面）誓約書（※ 6） （様式 p. 67、記入例 p. 95）			○	○	○	○				
・住民票の写し（届出者が個人の場合） （変更内容が確認できるもの）		○					○			
・住所、事務所、事業場、駐車場の付近 の見取図							○			
・旧許可証（許可証の書換えを行う場合）		○		代表者が 変更する 場合			○ ※ 5		○	○ ※ 7

注：法人の株主または出資者とは、100 分の 5 以上の割合の株式を有している者、または出資をしている者です。

上記の必要な書類を順に並べたものを正本 1 部提出してください。

住民票の写し等、公的機関が発行する証明書類については、原本を提示の上であればコピーでも結構です。

提出する住民票の写し等はマイナンバーの記載がないものとしてください。

※ 1 自動車検査証または自動車検査証記録事項の所有者および使用者欄の名義人が申請者と異なる車両について必要。p. 71 参照

※ 2 他の事業者が既に登録した車両は使用できません。

※ 3 住民票の写しは本籍地（国籍）の記載があるものを提出してください。また、登記されていないことの証明書は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」であり、住民票の写し等に記載されている氏名（通称名のみは不可）、生年月日、住所（または本籍、国籍）で証明を取ってください。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。（p. 20㉑、p. 21㉒参照）

※ 4 株主または法定代理人が法人の場合、その法人の履歴事項全部証明書を添付してください。

※ 5 許可証に記載のない事務所等の所在地が変更になった場合は、許可証の返納は不要です。

※ 6 役員等の退任のみの場合は不要です。

※ 7 大津市の許可証の写しを添付してください。

◎ 届出内容によっては、許可基準に適合しているかを判断するための、より詳細な資料を求めることがあります。

8 許可証の取扱いの留意事項

(1) 許可証の取扱い

- ア 許可証は事務所等の見やすい場所に掲示してください。
- イ 他人に譲渡し、または貸与することはできません。
- ウ 廃業等の理由によって不要となった許可証は、速やかに返納してください。
- エ 許可証の写しを、運搬車両等に備え付けておいてください。

(2) 取り扱うことができる（特別管理）産業廃棄物

取り扱うことのできる（特別管理）産業廃棄物は許可証に記載されている種類に限られており、それ以外の（特別管理）産業廃棄物を取り扱うことはできません。

9 許可取得後の義務

(1) 処理基準の遵守

① 産業廃棄物処理基準（法第14条第12項）

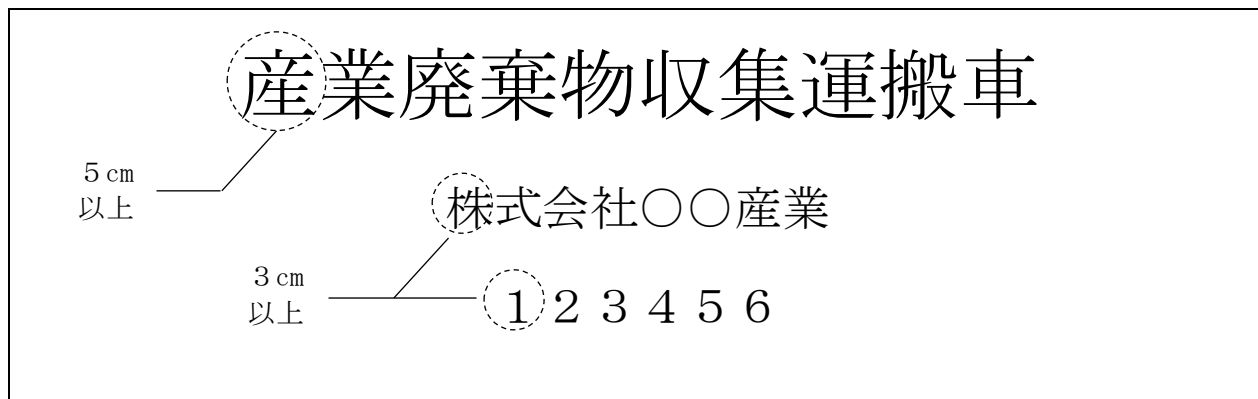
産業廃棄物処理業者は、次に掲げる産業廃棄物処理基準に従って産業廃棄物の収集運搬をしなければなりません。

- 1 産業廃棄物の収集または運搬に当たっては次によること。
 - (1) 産業廃棄物が飛散し、および流出しないようにすること。
 - (2) 収集または運搬に伴う悪臭、騒音または振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 2 産業廃棄物の収集または運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 3 運搬車、運搬容器および運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、および流出し、ならびに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- 4 運搬車を用いて産業廃棄物の収集または運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、次に示す産業廃棄物収集運搬車に係る表示、書面の備付けをすること。
 - (1) 産業廃棄物運搬車に必要な表示内容（表示例を次ページに掲載しています）。
 - ・産業廃棄物の収集または運搬の用に供する運搬車である旨
 - ・許可業者の氏名または名称
 - ・統一許可番号（下6けた）
 - (2) 運搬車を用いて産業廃棄物の収集または運搬を行う場合には、当該運搬車に次の書面を備え付けておくことが必要です。
 - ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
 - ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）（なお、電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証、および運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面またはこれらの電子情報とその情報を表示できる機器）
- 5 石綿含有産業廃棄物または水銀使用製品産業廃棄物の収集または運搬を行う場合には、石綿

含有産業廃棄物または水銀使用製品産業廃棄物が、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれがないように他の物と区分して、収集し、または運搬すること。

産業廃棄物収集運搬車の表示例

※ 車両の両側面に表示が必要です。



表示義務事項

- 1 産業廃棄物の収集運搬車である旨の表記
- 2 許可業者の氏名または名称（個人事業主で屋号のみは不可）
- 3 許可番号（下6けた）

表示上の注意点

- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること

② 特別管理産業廃棄物処理基準（法第14条の4第12項）

特別管理産業廃棄物処理業者は、次に掲げる特別管理産業廃棄物処理基準に従って特別管理産業廃棄物の収集運搬をしなければなりません。

- 1 特別管理産業廃棄物の収集または運搬に当たっては次によること。
 - （1）特別管理産業廃棄物が飛散し、および流出しないようにすること。
 - （2）収集または運搬に伴う悪臭、騒音または振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 2 特別管理産業廃棄物の収集または運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 3 特別管理産業廃棄物の収集または運搬に当たっては次によること。
 - （1）特別管理産業廃棄物による人の健康または生活環境に係る被害が生じないようにするこ

と。

(2) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、または運搬すること。ただし、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物が混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

(3) 運搬車および運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、および流出し、ならびに悪臭が漏れるおそれのないもの。

(4) 運搬用パイプラインは、特別管理産業廃棄物の収集または運搬に用いてはならないこと。

(5) 収集または運搬を行う者は、その収集または運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類、当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、当該文書を携帯すること。ただし、特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器に該当事項が表示されている場合は、この限りではない。

4 運搬車を用いて特別管理産業廃棄物の収集または運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、前ページに示す産業廃棄物収集運搬車に係る表示、書面の備付けをすること（車体の表示に「特別管理」の文字は必要ありません）。

5 感染性産業廃棄物、PCB 廃棄物または廃水銀等の収集または運搬を行う場合には、次によること。

(1) 必ず運搬容器に収納して、運搬すること。

(2) 感染性産業廃棄物、PCB 廃棄物または廃水銀等を収納する運搬容器は、密閉できること（PCB 廃棄物にあつては、PCB の漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。）。

(3) 感染性産業廃棄物または PCB 廃棄物を収納する運搬容器は(2)による他、収納しやすく損傷しにくい構造を有するものであること。

(2) 再委託の禁止

再委託は緊急時等一部の例外を除いて禁止です。

一部の例外とは、収集運搬業者の車両が故障し、自社のみでは運搬しきれない状況等が生じた場合や、処分業者の施設が故障等によって受託した産業廃棄物を受入れ処分できない等、他人に委託せざるを得ない突発緊急的な事態等に、次に示す再委託基準に従って委託する場合 1 回だけに限って認められているものであり、それ以外での状況における再委託は禁止されています。

① 産業廃棄物の処理を再委託する場合の基準（法第 14 条第 16 項）

ア あらかじめ事業者に対し、再委託業者および当該再委託が委託基準に適合していることを明らかにした上で書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る）による事業者の承諾を受けることが必要です。

イ 再委託しようとする相手が、他人の産業廃棄物の運搬または処分を業として行うことができる者であつて、委託しようとする産業廃棄物の運搬または処分がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければなりません。

ウ 再委託契約は、書面により行い、委託基準における委託契約と同様の条項が含まれているこ

とが必要です。

エ 再受託者に産業廃棄物を引き渡す際に、事業者との委託契約の条項を記載した文書および運搬業者若しくは処分業者の氏名等を記載した文書を交付しなければなりません。（収集運搬業者が、処分業者と同一の場合を除く）

② 特別管理産業廃棄物の処理を再委託する場合の基準（法第14条の4第16項）

ア あらかじめ事業者に対し、再委託業者および当該再委託が委託基準に適合していることを明らかにした上で書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る）による事業者の承諾を受けることが必要です。

イ 再委託しようとする相手が、他人の特別管理産業廃棄物の運搬または処分を業として行うことができる者であって、委託しようとする特別管理産業廃棄物の運搬または処分がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければなりません。

ウ あらかじめ、事業者から文書で通知された委託をしようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿および取扱い上の注意事項を再受託者に文書で通知すること。

エ 再委託契約は、書面により行い、委託基準における委託契約と同様の条項が含まれているとが必要です。

オ 再受託者に特別管理産業廃棄物を引き渡す際に、事業者との委託契約の条項を記載した文書を交付しなければなりません。

（3）帳簿の記載および保存（法第14条第17項および第14条の4第18項）

処理業者は帳簿を備え、産業廃棄物の種類ごとに次の記載事項に従って処理の状況を記載しなければなりません。また、帳簿は、次にあげる遵守事項に従って管理しなければなりません。

産業廃棄物および特別管理産業廃棄物処理業者の帳簿の記載事項

収集または運搬	1 収集または運搬年月日 2 交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名または名称、交付年月日および交付番号 3 受入先ごとの受入量 4 運搬方法および運搬先ごとの運搬量 5 積替えまたは保管を行う場合には、積替えまたは保管の場所ごとの搬出量
運搬の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名または名称および住所ならびに許可番号 3 交付した管理票ごとの交付年月日および交付番号 4 運搬先ごとの委託量

＜遵守事項＞

- 1 事業場ごとに備えること。
- 2 前表「収集または運搬」の項2については、管理票を交付または回付された日から10日以内に記載すること。

- 3 前表「運搬の委託」の項3については産業廃棄物の引渡しまでに記載すること。
- 4 前2および3以外については、前月中における当該事項について、毎月末までに記載すること。
- 5 1年ごとに閉鎖すること。
- 6 閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

＜収集運搬業（積替え・保管を含まない）の帳簿例＞

産業廃棄物の種類		廃プラスチック類							
収集 運搬 年月日	委託者						処分先		
	名称	管理票交 付者氏名	交付 年月日	交付 番号	廃棄物 が出た 場所	量	名称	運搬先 の住所	量
平成 28 年 7 月 10 日	環境建設 (株)	滋賀太郎	H28. 7. 10	100000 0001	大津市 中央	1t	循環産 業(株)	草津市	1t
平成 28 年 7 月 20 日	適正工務 店(株)	近江花子	H28. 7. 20	100000 0002	湖南省	0. 5 t	完全処 理公社	甲賀市	0. 5t

(4) 委託基準

事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、次の基準に従って、運搬については収集運搬業者に、処分等については処分業者に、それぞれ委託しなければなりません。

① 産業廃棄物の処理を委託する場合（法第12条第6項）

- ア 他人の産業廃棄物の運搬または処分等を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の運搬または処分がその事業の範囲に含まれるものに委託しなければなりません。
- イ 委託契約は、書面により行い、次の条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面(収集運搬業の許可証の写し)が添付されていることが必要です。また、その契約書は、契約の終了の日から5年間保存する必要があります。

- 1 委託する産業廃棄物の種類および数量
- 2 運搬を委託するときは、その運搬の最終目的地の所在地
- 3 処分を委託するときは、その処分の場所の所在地、処分方法および処分に係る施設の処理能力
- 4 処分（最終処分を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法および最終処分に係る施設の処理能力
- 5 委託契約の有効期間
- 6 委託者が受託者に支払う料金
- 7 受託者が許可業者の場合は、その事業の範囲
- 8 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の

- 積替えまたは保管を行う場合には、当該積替えまたは保管を行う場所の所在地ならびに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類および当該場所に係る積替えのための保管上限
- 9 当該積替えまたは保管を行う場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物であるときは、当該積替えまたは保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項
- 10 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
- イ 当該産業廃棄物の性状および荷姿に関する事項
 - ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
 - (1) 廃パーソナルコンピュータ
 - (2) 廃ユニット形エアコンディショナー
 - (3) 廃テレビジョン受信機
 - (4) 廃電子レンジ
 - (5) 廃衣類乾燥機
 - (6) 廃電気冷蔵庫
 - (7) 廃電気洗濯機
 - ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
 - ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- 11 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- 12 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

ウ 事業者は、再委託を承諾したときは、環境省令で定められた事項が記載された書面の写しを、承諾した日から5年間保存すること。

② 特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合（法第12条の2第6項）

特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、あらかじめ、委託しようとする者に対して、委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿および取扱い上の注意事項を文書で通知しなければなりません。

その他、上記①に記載した産業廃棄物の処理を委託する場合の委託基準を遵守してください（イのうち9および10のホの基準を除く。また文面中の「産業廃棄物」は「特別管理産業廃棄物」と読み替えてください。）。

（５）産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度について（法第 12 条の 3）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度は、排出事業者が、収集運搬業者・処分業者に委託した産業廃棄物の処理状況を把握し、不法投棄の防止など、適正な処理を確保することを目的としています。産業廃棄物を委託する場合には紙マニフェストまたは電子マニフェストのどちらかを選択し、使用しなければなりません。

排出事業者、収集運搬業者、処分業者は、それぞれマニフェストを 5 年間保存しなければなりません。

管理票記載事項

(排出事業者が記載)	(運搬受託者が記載)
・種類および数量 ・受託者（運搬または処分）の氏名、名称、住所 ・交付年月日、交付番号 ・委託者（排出事業者）の氏名、名称、住所 ・排出事業場の名称、所在地 ・交付担当者の氏名 ・運搬先の事業場の名称、所在地 ・産業廃棄物の荷姿 ・最終処分を行う場所の所在地 ・中間処理業にあっては、交付または回付された管理票を交付した者の氏名または名称および管理票の交付番号	・運搬を担当した者の氏名 ・運搬を終了した年月日 (処分受託者が記載) ・処分を担当した者の氏名 ・処分を終了した年月日

管理票の保存等

(排出事業者) ① 受託者に引き渡す際には、種類および運搬先ごとに交付しなければなりません。 ② 管理票交付の日から 90 日（当該管理票が、特別管理産業廃棄物に係るものである場合にあっては 60 日）以内に運搬受託者および処分受託者から管理票 B 2 票・D 票および管理票交付の日から 180 日以内に処分業受託者から管理票 E 票の送付を受けないときは、委託した廃棄物の運搬または処分の状況を把握するとともに、報告書を都道府県知事（政令市にあっては市長）へ提出しなければなりません。 ③ 管理票 A 票・B 2 票・D 票・E 票を 5 年間保存しなければなりません。
(運搬受託者) ① 管理票 B 1 票・C 2 票を、5 年間保存しなければなりません。

※ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の問合せ、購入先

一般社団法人滋賀県産業資源循環協会（<http://shiga-sanpai.org/>）

T E L 077-521-2550

他 全国都道府県産業資源循環協会等

電子マニフェストについて

- ・電子マニフェストとは、紙製のマニフェストに代えて、記載事項等を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク内でやり取りするもので、排出事業者や産業廃棄物処理業者にとって、情報管理の合理化につながることや産業廃棄物処理情報の透明性が確保されるなど、その普及が強く求められています。
- ・電子マニフェストに関する詳細については、廃棄物処理法に基づき環境大臣が指定した情報処理センターである公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター【情報処理センター、TEL：0800-800-9023（直通）】にお問合せください。

（６）委託者への通知義務（法第14条第13項および第14条の4第13項）

排出事業者から委託を受けている（特別管理）産業廃棄物の収集運搬を適正に行うことが困難となり、または困難となるおそれがある事由として次に掲げる事由が生じたときは、その事由が生じた日から10日以内に内容を明らかにした書面または電子ファイルにより、委託者へ通知しなければなりません。

また、通知をした時は、その書面の写しまたは電子ファイルをその通知の日から5年間保存しなければなりません。

- ① 事業の全部または一部を廃止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の収集運搬が、その事業の範囲に含まれないことになった場合
- ② 欠格要件（その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者、暴力団員および暴力団員等がその事業活動を支配する者を除く。）に該当するに至った場合
- ③ 法第14条の3に基づく事業停止命令等を受けた場合

（７）受付機関の変更

受付機関は、当初申請書を提出した機関が原則となりますが、事業範囲変更許可申請時等に下記の場合については変更できます。

① 受付機関が変更できる例

ア 申請者が、受付機関の管轄する区域以外に保管施設、中間処理施設または最終処分施設を新設または移設することにより、主たる施設の所在地が受付機関の管轄する区域以外の場所に移行する場合。

イ 収集運搬業において、受付機関が管轄する区域での収集運搬の実態がなくなり、主たる事業の区域が他の機関の管内に移行した場合。

ウ その他、新規許可申請の考え方に準じ、受付機関変更を希望する場合等。

② 変更の手続きについて

現在の受付機関にご相談ください。